

五城目町では、不妊・不育治療費の助成を行っています！



先進医療等不妊治療費の助成について

五城目町では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、先進医療等不妊治療費の助成を行っています。

【対象となる治療】

特定不妊治療費のうち、保険適用となる不妊治療と併せて実施する保険適用外の先進医療・先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療費の上限 10 万円/1 年度・1 回を助成。

※これは、県で行っている「秋田県先進医療等不妊治療費助成事業」の限度額を超えた自己負担分についての助成を行うものです。

【対象となる方】

- ご夫婦(事実婚含む)で、秋田県の先進医療等不妊治療費助成事業の助成決定を受けている方
- 申請日において、夫婦いずれかが五城目町内に住所を要する方で、申請日以降も引き続き在住する意思のある方
- 他の市町村から助成を受けていない方

【申請期限】

秋田県先進医療等不妊治療費助成事業の助成申請をした日の属する年度内

※県の助成決定が年度末になる場合は、事前に必ずお知らせください。

【提出書類】

※事前に秋田県の「先進医療等不妊治療費助成事業」の申請が必要となります。

町への申請は、県の承認決定通知書が交付されてからとなります。

- ① 五城目町先進医療等不妊治療費助成申請書（様式第1号）
- ② 五城目町先進医療等不妊治療費助成金請求書（様式第2号）
- ③ 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ④ 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業申請書に添付書類として提出した先進医療等不妊治療に要した治療費の領収書の写し
- ⑤ 秋田県先進医療等否認治療費助成事業受診等証明書の写し
- ⑥ 限度額適用認定証の写し(所持している方のみ)
- ⑦ 高額療養費、付加(附加)給付金の決定額が確認できる書類(該当者のみ)
- ⑧ 夫婦それぞれの住民票 ※町内の方は、無料交付申請に同意することで免除
- ⑨ 夫婦それぞれの納税証明書 ※町内の方は、無料交付申請に同意することで免除

申請年度末まで治療を行う場合など、申請に関してご不明な方は、下記までお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

五城目町役場 健康福祉課

TEL 018-852-5180